

独立行政法人労働者健康福祉機構の
平成19年度の業務実績の評価結果

平成20年8月18日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成19年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、特殊法人労働福祉事業団が平成16年4月1日に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の4年度目（平成19年4月～20年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成18年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（以下「整理合理化計画」という。）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成19年度業務実績全般の評価

機構の目的は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図る等により労働者の福祉の増進に寄与することであるが、この目的を達成するため、機構は労災病院等の療養施設、健康診断施設、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の設置及び運営の事業をはじめとして、産業保健関係助成金支給事業、未払賃金立替払事業など、国の労働福祉政策等に密接に連携した多様な事業を効率的に運営していかなければならない。

平成16年度から進められてきた労災疾病等の研究・開発については、平成18年度に新たにアスベスト関連疾患分野を立ち上げるなど社会情勢に柔軟に対応しつつ研究・開発を進め、平成19年度に労災疾病等13分野のすべてについて研究成果を取りまとめ、学会・学術誌への発表を逐次実施するとともに、行政機関等へ情報提供を行い、産業保健推進センター等と連携しつつ研究成果の普及に努めるなど、当該分野におけるわが国のモデル医療等の発展に貢献していることは高く評価できる。平成20年度においては、効率的かつ効果的な成果の普及を図るべく、一層の努力を期待したい。

産業保健関係者への取組については、産業保健推進センターにおいて、地域のニーズに対応する専門性を有する相談員の増員など体制の充実を図りつつ、利用者の利便性の向上を図る等の対策を講じており、産業保健関係者の知的資本の蓄積が図られているものと評価できる。

中期目標期間中に収支相償を目指すこととされている労災病院については、診療報酬の大幅なマイナス改定の影響や経済環境の悪化に伴う資金運用環境のマイナス圧力に加え、医師・看護師不足の急速な進展の中で、中・長期的な視点から、経営基盤の確立及び医療の質の向上と安全の確保のための診療体制の整備・強化を行ったこともあり、損益改善にペースダウンが見られたが、診療体制整備等の効果が今後現れることに期待するとともに、経営基盤の確立に向けた取組を一層強力に実施することが必要である。

これらを踏まえると、平成19年度の業務実績については、機構の設立目的に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的医療機関でもある場合が多いことから、地域の医療機関等に積極的に労災疾病等に関する研究成果の普及を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、地域医療連携を強化し、事業を進めることが必要である。
- ② 労災病院の財務内容については、前年度に比べ損益改善にペースダウンが見られたところであり、中期目標達成に向けて、収支改善に向けたフォローアップを逐次実施するとともに、予算管理の徹底を図るなど、収入確保・支出削減について、これまで以上の改善と工夫を行うことが必要である。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

組織・運営の体制の見直しについては、経営改善推進会議を開催し、経営実績と経営目標を対比した指導を行うとともに、健全な経営基盤を確立するため、経営改善病院に対して経営改善計画書を策定させ、継続的なフォローアップを実施するなど、本部指導の下、経営改善に努めた点は評価できる。また、医師を除く職員給与のカットを継続するとともに、管理職に対する個人別役割確認制度の徹底や施設別業務

実績による勤勉手当の増減等の取組を行ったことは評価できる。今後は、職員のモチベーション及びモラルの維持・向上に留意しつつ、組織全体の効率化、活性化の実現に向けた経営改善の取組を強固に続けていくことを期待する。

一般管理費については、人件費の抑制を図る等により平成18年度に対して2.1%の節減、事業費については、平成18年度に対して0.8%の節減となり、より効率化が図られたことは評価できる。今後とも、一般管理費・事業費の効率化に一層努力することを期待する。

労災病院の再編については、地域医療の確保、受診患者の診療・療養先の確保、職員の雇用の確保及び移譲先の地元関係者等に最大限配慮しつつ、円滑に処理した結果、再編計画における廃止・統合を完了したことは評価できる。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 業績評価の実施、事業実績の公表

業績評価の実施については、バランススコアカードの手法を用いた内部業績評価の一層の定着を図りつつ、管理職に対する個人別役割確認制度を徹底するとともに、バランススコアカードの精度向上を図るために、SWOT分析を実施する等、提供するサービス・業務の質の向上につなげる取組を実施しており、評価できる。今後は、バランススコアカードにおいて、より具体的数値目標を設定するなど、更に業務の質の向上につながる取組を行うことを期待する。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

労災疾病に係る研究開発については、労災疾病等13分野のすべてについて研究成果が取りまとめられ、国内外の学会・学術誌への発表を逐次実施するとともに、行政機関等へ情報提供を行い、産業保健推進センター等と連携しつつ研究成果の普及を図っており、当該分野におけるわが国のモデル医療等の発展に貢献していることについては高く評価できる。今後は、国外も含め効率的かつ効果的な成果の普及が積極的に行われることを期待する。

勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、中期目標4年目にして数値目標を達成するなど大きな成果をあげている。今後も引き続き、利用者にとってわかりやすい指導・相談を実施するなど利用者のニーズに応えつつ積極的に取り組むことを期待する。

高度・専門的医療の提供については、初期研修医集合研修、臨床研修指導医講習会、看護師の新規採用に向けた取組等により、医師・看護師の確保・育成に努めるとともに、救急患者受入体制の強化、高度医療機器の計画的整備による専門的治療の積極的推進を行ったほか、医療事故・インシデント事例のデータを公表するなどの取組を行っており、評価できる。

行政機関等への貢献については、アスベストによる健康被害に対し、引き続き、アスベスト健診や相談対応に取り組んだほか、石綿関連疾患診断技術研修の実施及び労災認定に必要な石綿小体の計測等、行政機関からの要請に応じて積極的に取り組んだ点は大きい評価できる。また、労災疾病研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見に関する行政機関等への情報提供については、今後ともより積極的に行うことを期待する。

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、患者の状況に応じた職場復帰等の支援を行い、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保するなど、実績をあげている点は評価できる。今後、地域との連携を密にし、更に職場・自宅復帰を進めることを期待する。

③ 健康診断施設の運営

海外勤務者の健康管理支援事業については、満足度調査において中期目標に記載された数値を上回ったほか、新型インフルエンザ対策マニュアル検討セミナーを開催するなど、海外派遣者の健康維持管理に貢献しており、評価できる。今後は、整理合理化計画等に基づく業務の廃止決定を踏まえ、適切に対応することが必要である。

④ 産業保健関係者に対する研修又は相談、情報の提供、その他の援助

産業保健関係者に対する研修又は相談については、地域のニーズに対応する専門性を有する相談員の増員など研修・相談体制の充実を図ったほか、事業効果を把握するための実態調査を実施し、その結果を事業に反映させるなど、研修、相談の質及び利便性の向上に努めた結果、中期目標において定められた数値目標を上回る実績をあげたことは評価できる。今後は、勤労者に対する情報提供についてもより積極的な取組を行うとともに、業務の一層の効率化等を図ることを期待する。

⑤ 助成金事業

助成金の効果的・効率的な支給のため、助成金支給までの事務処理の更なる短縮を図った結果、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、中期目標に掲げられている数値を上回る実績をあげたことは評価できる。また、自発的健康診断受診支援助成金についても、予算枠超過による遅延という事情を除けば中期目標に掲げられている数値を上回っており、評価することができる。今後は、助成金事業の効果の把握に努めるとともに、更なる業務の迅速化を図ることを期待する。

⑥ 未払賃金の立替払事業

未払賃金立替払事業については、大型倒産事案に直面したにもかかわらず、請求書の受付から支払までの期間を前年度より短縮したことは評価できる。今後とも、立替払金の求償を更に進めつつ、業務の一層の効率化に向けて努力することを期待する。

⑦ リハビリテーション施設の運営

リハビリテーション施設の運営については、入所者ごとの社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリング等により、社会復帰率が上昇するとともに、北海道・広島両作業所について、在所者の退所先の確保を図りつつ廃止したことは評価できる。今後は、整理合理化計画等を踏まえ、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小廃止に計画的に取り組むことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 労災病院について

労災病院については、平成18年4月の診療報酬の大幅なマイナス改定や経済環境の悪化に伴う資金運用環境のマイナス圧力に加え、医療の質の向上と安全の確保のための診療体制の整備・強化を行った結果、経常損益の改善幅が10億円にとどまるとともに、当期損益は平成18年度に比べ5億円悪化するなど、損益改善にペースダウンが見られた。今後、良質な医療サービスの提供に十分配慮しつつも、経営基盤の確立に向けた取組を一層強力に実施することが必要である。

② 人事、施設・設備に関する計画

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数について、年度計画どおりに削減を行い効率化を図るとともに、労災病院間派遣交流・転

任推進制度による看護職や医療職の積極的な人事交流を行い、職員の活性化を図ったこと、施設の保全に係る取組を推進したことは評価できる。引き続き、人事交流の積極的な実施、体系的な研修等の実施により職員の活性化を図るとともに、優秀な人材の確保に一層努力することを期待する。

(4) 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等への対応について

① 給与水準の適切性について

事務・技術職員の給与については、わずかではあるが国家公務員の水準を上回っており、職場のモラルに配慮しつつ、年功的要素の見直しを図るなどにより、国家公務員と同程度の水準になるよう一層の努力を期待する。

病院医師の給与については、優秀な人材の確保、医療の質の向上、安全の確保に配慮しつつも適切な水準とすることを期待する。また、病院看護師の給与についても、看護師確保のため、ある程度の水準は必要と考えるが、職場のモラルに配慮しつつ、年功的要素の見直しに努めるなどの取組を期待する。

② 随意契約の適正化について

随意契約の見直しについて、国と同様の基準となるよう所要の規程の整備を行うとともに、総合評価方式の導入拡大や複数年契約の拡大などの取組を行い、随意契約件数を平成18年度に比べ着実に減少させていることは評価できる。今後とも、一般競争入札への移行を進め、随意契約見直し計画の達成に向けて一層の取組を期待する。

③ 目的積立金について

費用進行基準を採用しているため、該当なし。

④ 保有資産について

保有する土地・建物等の資産について、利用実態調査に基づき、有効活用・効果的な処分について検討を行うとともに、売却等処分予定財産について着実に作業が進められていることから、適切かつ公正な資産処理が行われているものと評価できる。

⑤ 官民競争入札の活用状況について

医業未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施することとされ

ているが、平成21年10月からの開始に向けて、円滑に準備を進めることを期待する。

⑥ コンプライアンス体制の整備状況等について

諸規程の整備、倫理委員会の設置等により法令遵守及び監査体制が整備され、医療事故等に備えたマニュアル等の整備により報告体制も確立されていると評価できる。今後とも、コンプライアンスの運用状況の点検を行いつつ、厳格な取組が行われることを期待する。